

第7章 生きる支援関連施策

1. 事業一覧表

浦添市で実施している全事業のうち、172 事業を「生きる支援」に関連する施策として抽出し、自殺対策の視点を盛り込み、自殺対策の生きることの包括的な支援として推進します。なお、生きる支援関連施策事業については別添の一覧表に記載しています。また、担当部署の施策状況についてPDCAを行います。

(事業一覧表の内容については、組織再編等がある場合には、その都度修正等を行います。)

※ 基本施策と重点施策に掲載されている事業には色をつけています。(77 事業)

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
1		総務部	総務課	情報公開制度	情報公開制度の実施に要する経費及び市政情報センターの運営に要する経費	▼市政情報センターにおいて、「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターの掲示や、相談リーフレットを配架することにより、住民に対する啓発の機会となり得る。
2		総務部	防災危機管理室	防災事業	各種防災対策を推進するため、国や県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	▼自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 ▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。
3	基本施策 2-(2)-ア 重点施策 2-(2)-ア 3-(1)-ウ	総務部	職員課	職員の研修事業	メンタルヘルス研修・ハラスメント防止、LGBT についての研修等	▼メンタルヘルス等の職員研修を行うことにより、メンタルヘルス対策を推進し得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
4		総務部	職員課	職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持／健康相談／健診後の事後指導（職員相談室、職員共済組合、労災病院勤労者予防医療センター）	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
5		総務部	職員課	ハラスメントに関する苦情相談体制	全ての職員がお互いの人格を認め尊重し合い、その能力を十分発揮できるようハラスメントのない、職員が安心して働ける良好な職場環境の促進のため、ハラスメント行為の防止及び排除に努める。 具体的事案に速やかに対応するための相談体制を構築する。（相談員 14 名を配置）	▼職場内においてハラスメント行為の問題が生じた際、被害者職員から相談を受けた相談員が人事担当と連携し、プライバシーにも配慮しながら問題の解決を図る。
6		財務部	財産管理課	電話交換手等業務委託	総合案内にて庁舎案内業務を行う。	▼どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいか尋ねてくることも少なくないと思われる。 ▼ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得る。
7		財務部	納税課	納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	▼納税相談において生活面で深刻な問題を抱え、困難な状況にある者に対して、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、支援対応可能な関係事業担当課と連携し、全庁的支援として取り組む
8		財務部	納税課	徴収嘱託職員	自治体税の徴収及び収納事務を行う。	▼相談や徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担う。
9		財務部	市民税課	市民税運営事業	市税（市民税・法人税・軽自動車税・たばこ税・入湯税）の運営に係る報酬、賃金社会保険料、証明発行経費及び負担金	▼窓口業務を行う職員及び嘱託職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
10		企画部	企画課	企画調整に関する事務 (人口推移に基づく総合戦略の策定)	人口推移に基づく総合戦略の策定	▼総合戦略の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。 ▼今後、戦略が改訂となる際には、自殺対策と連携できる部分を検討・相談し、連携のさらなる深化を図ることもできる。
11		企画部	国際交流課	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 自治体のホームページ／フェイスブック／ツイッターによる情報発信 新聞各社／テレビ／ラジオでの情報伝達 広報誌等の編集・発行	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。とりわけ「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。※情報発信の主体は健康づくり課
12		企画部	国際交流課	マスコミとのティータイム	首長及び各事業実施部署が、行政施策や各事業をPRすることにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待される。このことにより行政と住民との情報の共有化を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営に資することを目的としている。	▼「いのち支える自殺対策」等に関する具体的な取組等がある場合は、記者会見の報告項目に盛り込むことで、住民に対し、施策の更なる周知と理解の促進を図れる。※情報発信の主体は健康づくり課
13	基本施策 3-(1)-キ	企画部	国際交流課	市民便利帳の発行	行政のしくみや、役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように市民便利帳を発行する。	▼ガイドブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ることができる。※情報発信の主体は健康づくり課
14		企画部	国際交流課	市長とゆんたくランチ・ナイト	首長が自ら地域や住民の活動の場などに出向き、行政について住民と語り合い、行政に関する意見・意向等を聴取することで、行政運営の参考とする。	▼「地域自殺対策の取組」等を、ふれあいトークのテーマとすることで住民への啓発の機会となり得る。※情報発信の主体は健康づくり課

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
15		市民部	市民生活課	安心安全まちづくり事業	(1)住民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを総合的に推進する。 (2)暴力団排除に係る広報、啓発に取り組む。	▼推進会議で自殺実態に関する情報等も共有してもらい、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。
16	基本施策3-(1)-ス	市民部	市民生活課	市民相談事業	住民への市民相談事業・法律相談	▼各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。
17	基本施策3-(1)-ス	市民部	市民生活課	消費者行政事業及び消費生活相談事業	消費者相談・情報提供 消費者意識の啓発	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題の把握ができたときは、相談者へ支援機関等の情報提供及び関係機関との連携を図ることができる。
18	基本施策3-(1)-ス	市民部	市民生活課	無料法律相談	無料法律相談実施	▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が、深刻かつ複合的であるなど、自殺リスクの高い方も多いと思われる。 ▼毎週火曜日弁護士相談、毎週水曜日司法書士相談(要予約)
19		市民部	市民生活課	消費生活関連イベントの開催	消費者問題が複雑・多様化していることから、消費者情報の発信や消費者啓発を積極的に行うためパネル展の実施やHP等で注意喚起を行う。	▼消費生活に関するイベントにおいて、自殺原因要因のひとつになりうる消費生活上の問題を解決していくため住民意識の啓発や理解の促進を図ることが可能となる。
20	基本施策3-(1)-ス	市民部	市民生活課	市民相談事業	交通事故に関する相談等の実施	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。
21		市民部	市民課	DV・ストーカー行為等の被害者等	DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者等から申出があれば、審査、認定をし、加害者等から不当な目的で住民票の写し等の交付	▼申出を受付する際に、相談機関への案内を行っているが、受付担当者にゲートキーパー講座を受講してもらい、い

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
				に対する住民基本台帳事務に係る支援	請求があった場合に、請求を拒否する等の支援措置を行う。	ざというときなど速やかに相談機関との連携が図れるような体制をとる。
22		市民部	市民協働・男女共同参画課	人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行う。 (人権擁護委員による相談業務及び連携により啓発を行う。)	▼講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。
23		市民部	市民協働・男女共同参画課	てだこ市民大学事業	本市の「夢・まち・ひと」づくりの一環として、市民の学習ニーズの高度化・多様化への対応と学ぶ喜びの促進、自己実現への支援を行うとともに、学習成果を地域社会等に還元し、本市のまちづくりに寄与できる人材を育成すること目的とし実施する。	▼市民大学での講義を通じて、地域での「支え手」となるよう、人とつながる方法や課題へのアプローチの仕方を修得する機会になりうる。
24		市民部	市民協働・男女共同参画課	男女共同参画推進事業補助金事業	女性の社会的地位向上など男女共同参画社会の実現を推進するため市内で自主的な活動を行う団体又は個人に対し補助金を交付する。 (1)男女共同参画推進事業補助金 海外研修(県女性の翼)や県外研修(ヌエック、日本女性会議等)へ参加し、女性リーダーを育てることを目的に助成金を交付する。 (2)浦添市女性団体連絡協議会補助金 浦添市女性団体連絡協議会の育成のため、活動を支援することを目的に助成する。	▼女性団体連絡協議会や地域の女性リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようにするなど、女性向け支援の推進につながる可能性がある。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
25		市民部	市民協働・男女共同参画課	NPO等との連携促進等	NPO、企業、行政の協働を進めるため、地域課題に関する講座等の実施、その他市民活動の活性化及び市と市民との協働を促進	▼市民活動団体又は市民活動団体との協働による包括的な支援の実現を図るため、関係団体の情報共有及び協働を支援の推進につながる。
26	基本施策 3-(1)-カ 3-(1)-コ 3-(1)-サ	市民部	市民協働・男女共同参画課	男女共同参画計画推進事業	(1)国発行の男女共同参画情報誌や「にじいろ文庫」等の図書等の提供 (2)第3次男女共同参画行動計画の策定 (3)男女共同参画に関する啓発パネル展・講座の等開催 (4)男女共同参画に関する講師派遣事業 団体等が開催する学習会や研修会などに講師を派遣し、講師謝金を負担する。 (5)「レインボー都市うらそえ宣言」による施策の実施 (6)男女共同参画審議会の実施 (7)男女共同参画ハーモニーセンターだより作成。	▼男女共同参画に関する啓発パネル展や講座等において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対する啓発の機会となり得る。 ▼浦添市は、「レインボー都市うらそえ宣言」を行い、その理念に基づく諸施策に取り組んでいる。すべての人の性の多様性を認め合い、差別や偏見をなくし、だれもがティーダ(太陽)のように輝ける住みよいまちを目指し、性的マイノリティーへの理解促進と支援策を充実させることで、自殺対策に繋がる。 ▼行動計画の4つの基本方針の1つに、配偶者等からの暴力(DV)等の根絶がある。周知や意識啓発等により、自殺対策についても言及することにより、理解を深めることができる。 ▼男女共同参画事業について、ハーモニーセンターだより(年1回発行)を発行している。年間事業の中で自殺対策についてのパネル展や講座等を行い、掲載することで、住民への情報周知や啓発を図ることができる。
27	基本施策 4-(1)-ア	市民部	市民協働・男女	まなびフェスタ浦添	まなびフェスタ浦添は、いつでも、どこでも、誰でも参加できる生涯学習活動の普及・啓発を目的とし、まちづくり生涯学習推進の観点にた	▼いつでも、どこでも、誰でも参加できる生涯学習活動に参加することにより、市民が生きがいを持ちいきいきと過ごすことができる。まなびフェスタ浦添は、市民のまなびを促すイ

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
			共同参画課		って開催する事業であり、生涯学習及び社会教育に関する学びをキーワードにしたイベント等を開催することにより、市民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、本市のまちづくり生涯学習への一層の振興に寄与するもの。	ベントであるため、市民が楽しみながらまなび、まなびを社会貢献につなげていきたい場合においてはこれをサポートすることもできる。
28	基本施策4-(2)-エ	市民部	市民協働・男女共同参画課	LGBT 電話相談	日常生活において様々な悩みを抱えた性的マイノリティー（少数者）の方々や、その関係者の方々からの相談に応じるための電話相談窓口。	▼性的マイノリティーに対する理解が足りないことによる偏見や差別により、当事者の自殺念慮等の深刻な問題を抱えている。そのため、性的マイノリティーに対する支援として電話相談を行うことで、自殺対策へと繋がる。
29		市民部	市民協働・男女共同参画課	DV対策基本計画推進事業	(1)DV防止講座等 男女共同参画事業主催講座で、一般向け又は若年者を対象にデートDVに関する講座等を行い、相手を尊重する関係を知ってもらうことで、DVの発生を未然に防ぐ。 (2)中学生デートDV 予防講師派遣事業 市内中学1年生を対象に「すてきな人間関係をつくるために」と題し、講師派遣事業を行っている。 (3)一般からの依頼により、DVに関する予防講師派遣事業を行っている。毎年、専門学校からの依頼があり、DVや性に関する問題発生を未然に防ぐ。 (4)カードサイズDVリーフレットの配布 DVの内容や相談機関について掲載したカードサイズのリーフレットを作成し、市内スーパー前で街頭配布をしている。 (5)パープルリボンキャンペーン（こども家庭課と共催）	▼DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。講演会や講座等でDVと自殺リスクとの関連性や自殺対策について言及をすることで、DV被害者への支援に携わる関係者の間で理解や認識を深めてもらうことができる。また、市内スーパー前で、DVと児童虐待防止に関するリーフレット等を街頭配布することで、相談機関の利用が促進され、自殺対策に繋がる。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
					「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、パープルリボンツリー、パネルの設置、パープルリボン街頭キャンペーン等を行う。	
30	基本施策 3-(1)-ク	市民部	市民協働・男女共同参画課	職員ふれあい出前講座	住民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝える。(市民等が生涯学習活動の一環として開催する集会に、市民等の要請によって市職員が講師として出向き、市政の説明、専門知識を活かした実習等を行うことにより、市民の市政に関する理解を深めるとともに、生涯学習の振興を図り、もってまちづくり生涯学習を推進することを目的とする。)	▼「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を、トーク事業のメニューに加えることで住民への啓発の機会となり得る。いつでも、どこでも、誰でも参加できる生涯学習活動に参加することにより、市民が生きがいを持ちいきいきと過ごすことができる。(市民の学ぶ意欲を喚起し、市政のしくみ等を知ることや、浦添市の歴史・文化にふれることで住む街を誇りに思う等の肯定感につなげることができる。)
31		市民部	市民課	市民課窓口業務	住民異動届、戸籍届、各種証明交付申請、年金に関する届出等の受付、相談対応等を行う。	▼どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいかと訪れることも少なくないと思われる。そのためフロアマネージャーや窓口業務を行う職員(臨時・委託職員含む)にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得る。
32	重点施策 4-(2)-ア	市民部 経済観光局	産業振興課	若年者の就労支援	地域若者サポートステーションと連携した若年者の就労相談支援の実施。	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援(自殺対策)にもなり得る。
33	重点施策 3-(1)-ア	市民部 経済観光局	産業振興課	労働行政情報の配信	望ましい雇用就業構造の実現、労働力需給調整、高齢者雇用対策、障がい者雇用対策、労働福祉等、行政の各種施策への理解を深めってもらうため、市ホームページ及び広報紙を活用し情報配信を行う。	▼過重労働や長時間労働等の労働に関する諸問題につき対応を行う機関の情報等を掲載することで、それらの問題を抱えて自殺のリスクが高まっている労働者が、様々な支援先につながりやすくなる可能性がある。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
34	重点施策 3-(1)-イ	市民部 経済観光局	産業振 興課	地域産業の 育成・発展 (経営者支 援セミナー 等)	経営者支援セミナー等の人材育成事業の実 施等を行う。	▼セミナーにおいて、生きることの包括的支援に関連する 講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性と 重要性を訴える機会とし得る。
35		市民部 経済観光局	産業振 興課	商工相談	中小企業の様々な創業・経営課題に対応し て、専門家窓口を結の街に設置し、経営上の アドバイスを行い事業者の経営力の向上を図 る。	▼経営上の様々な課題に関して、専門家に相談できる機会 を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の 問題も含めて支援につなげていける可能性がある。
36		市民部 経済観光局	産業振 興課	中小企業資 金融資	低利の融資あっせん 信用保証制度を利用した中小企業者に対する 補助	▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するととも に、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情 報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果た し得る。 ▼健康経営促進に向けたPR案の検討を行うことで、健康 経営の強化を図る起点にもなり得る。(それらは労働者への 生きることの包括的支援につながり得る)
37	重点施策 1-(4)-エ 2-(1)-イ	市民部 経済観光局	産業振 興課	高齢者の生 きがいづくり 就労支援	シルバー人材センターと連携し、生きがいを得 るための就業支援として、定年退職者等の高 齢者を対象に、ライフスタイルに合わせた臨時 的かつ短期的又はその他軽易な作業を提供 する。	▼生きがいは生きるための促進要因としてなり得る。
38	重点施策 2-(2)-ウ	福祉健 康部	福祉総 務課	福祉団体育 成事業(市 社協)	市社協に補助金交付を行っている。 市社協実施→「地域生活支援コミュニティソ シャルワーク事業」 5つの中学校区に設置された地域保健福祉セ ンターにコミュニティソーシャルワーカーを配置 し、総合相談業務や地域住民への福祉活動 への推進を行っている。	▼子どもや高齢者、障がいの有無に関わらず、地域の困り ごとへの相談対応を行っているため、自殺のリスクが高い 人の情報をキャッチし、支援に繋ぐための機会・接点となり 得る。 地域と協働しながら、地域での支え合える仕組みづくりを行 っているため、自殺対策(支援体制の推進)にもなり得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
39	重点施策 2-(2)-ウ	福祉健康部	福祉総務課	地域見守りネットワーク事業	見守り協力団体(各団体又は企業等)の通常業務のなかで、「ちょっと気になる」地域住民の異変や生活上の支障等に気づいたときに、浦添市社会福祉協議会に連絡をすることで、地域住民を見守っていく事業。	▼気になる地域住民の見守り・安否確認・声かけ等への対応を行うことで、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援(必要な機関に繋ぐ)の推進を図ることができる
40		福祉健康部	福祉総務課	福祉団体育成事業(市社協)	市社協に補助金交付を行っている。 市社協実施→「浦添市ボランティア・市民活動支援センター事業」 市内におけるボランティア・市民活動の推進を図るため、個人やボランティア団体及び市民団体への支援・援助を行う。	▼市が実施する「ゲートキーパー研修」についての情報を、ボランティアに登録している市民や団体に提供し、研修を受講してもらうことで、いざというときのつなぎ先や初期対応等を知っておいてもらうことができ、地域の自殺対策(生きる支援)に関わる人材を増やせる可能性がある。
41	基本施策 4-(2)-ア 重点施策 1-(3)-ア	福祉健康部	福祉総務課	福祉団体育成事業(民児協)	民生委員・児童委員連絡協議会に補助金交付を行っている。 民児協実施→民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	▼民生委員・児童委員は、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得ることから、市が実施する「ゲートキーパー研修」についての情報を提供し受講してもらうことで、いざというときのつなぎ先や初期対応等を知っておいてもらうことができ、民生委員・児童委員が適切な支援先へつなぐ等の対応を取れるようになる。
42		福祉健康部	福祉総務課	地域福祉計画策定事業	浦添市の地域福祉を推進するため、地域で支援を必要とする市民の生活上の解決すべき課題に対応する福祉サービス等の確保及び提供する体制を定めるため、浦添市地域福祉計画を策定する。	▼地域福祉の推進は自殺対策と深い関係があると考えられることから、自殺の原因となる様々な課題を解決するための施策を盛り込むことで自殺予防につながる。
43		福祉健康部	福祉総務課	福祉団体育成事業(中部南保護区保護司会)	地域の保護司会の健全な運営を図るため、各保護司会に対し補助金を交付する。	▼犯罪や非行に走った人の立ち直り援助や犯罪予防活動等、更生保護に関わる民間協力者である保護司の方に市が実施する「ゲートキーパー研修」についての情報を提供し受講してもらうことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応が取れるようになる。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
44		福祉健康部	福祉総務課	浦添市災害時要援護者避難支援制度	災害時に自力で避難することが困難な市民(高齢者・障がい者など)の登録を実施し、その情報を地域と共有することで災害時に地域の支援を受けることを目的とするとともに、日頃からの見守りを実施する。	▼自殺リスクを抱えた要援護登録者の早期発見、早期対応及び見守り等により自殺リスクの軽減につなげ、地域支援者へゲートキーパー研修等の情報を提供し受講してもらうことで、適切な支援先へとつなぐ等の対応が取れるようになる。
45		福祉健康部	福祉総務課 障がい福祉課	てだこ障がい者(児)プラン策定事業	障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画の進行管理を行うとともに、次期計画の策定を行う。	▼プランで定める障がい者施策と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
46		福祉健康部	福祉総務課 いきいき高齢支援課	てだこ高齢者プラン策定事業	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理を行うとともに、次期計画の策定を行う。	▼プランで定める高齢者施策と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
47		福祉健康部	障がい福祉課	介護給付に関する事務	居宅介護・生活介護・短期入所等の介護給付	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先とつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取り組みは自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
48		福祉健康部	障がい福祉課	特別障害者手当・障害児福祉手当	在宅の重度心身障がい者で、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給。	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
49		福祉健康部	障がい福祉課	日中一時支援事業	障がい者(児)を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	▼ショートステイの機会を活用し、障がい者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
50		福祉健康部	障がい福祉課	障がい児支援に関する事務	児童発達支援・放課後等デイサービス 障がい児相談支援	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
51		福祉健康部	障がい福祉課	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助等の訓練等給付	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
52	基本施策 4-(2)-コ	福祉健康部	障がい福祉課	障がい者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者(児)基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	▼センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。
53		福祉健康部	障がい福祉課	障がい者自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなり得る。
54	基本施策 4-(2)-コ	福祉健康部	障がい福祉課	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。
55	基本施策 4-(2)-コ	福祉健康部	障がい福祉課	障がい者(児)基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
56	基本施策 4-(2)-コ	福祉健康部	障がい福祉課	相談支援事業所による相談業務	行政より委託した相談支援事業所による相談業務	▼各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼相談支援専門員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談支援専門員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
57		福祉健康部	障がい福祉課	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	▼派遣される通訳者や奉仕員が個人の状況を知る機会をもつことがある。その際、個人の抱える自殺リスクに早期に気づく意識をもってもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等、通訳者等が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
58		福祉健康部	障がい福祉課	ガイドブック作成事業	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がい者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	▼ガイドブックの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。
59		福祉健康部	障がい福祉課	発達障がいに関する会議の開催	発達障がい(児)者支援関係課連絡会議	▼関係者同士が障がいを抱える方々の情報の把握・共有を積極的に進めることで、当事者への支援向上、生きることの包括的支援(自殺対策)の向上にも寄与し得る。 ▼関係者同士の関係構築を進めることにより、包括的な支援体制の強化、生きることの包括的支援(自殺対策)の向上にも寄与し得る。
60		福祉健康部	障がい福祉課	緊急通報システム	通報システムを設置することで、在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者等の生活の安全を確保するとともに、障がい者の不安を解消する。	▼通報システムの設置を通じて、独居の重度身障者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
61		福祉健康部	障がい福祉課	サン・アビリティーズうらそえ指定管理運営事業	心身障がい者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障がい者の自立や社会参加を促進する。	▼来所者が手に取れるよう、相談先一覧等のリーフレットを心身障害者総合福祉センターに設置することで、対象者への情報周知を図ることができる。
62		福祉健康部	障がい福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	▼養成講座の中で自殺のリスク要因や対策事業について言及することで、支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。
63	重点施策 2-(1)-ア 2-(1)-イ	福祉健康部	保護課	生活保護施行に関する事務	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援	▼生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。
64		福祉健康部	保護課	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	▼訪問調査等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。
65		福祉健康部	保護課	路上生活者に対する事務	緊急一時保護事業・自立支援事業	▼路上生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障がいを抱えている方が少ない。 ▼見守り活動はそうした集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。
66		福祉健康部	保護課	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	▼言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。 ▼相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
67	重点施策 2-(1)-ア 2-(1)-イ 2-(3)-ア	福祉健康部	保護課	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	自立相談支援事業	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。 ▼そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を実施したり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。
68	重点施策 2-(1)-ア	福祉健康部	保護課	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	住居確保給付金	▼住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。
69	重点施策 2-(1)-ア	福祉健康部	保護課	生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業)	一時生活支援事業	▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要と言える。
70	重点施策 2-(1)-ア	福祉健康部	保護課	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	子どもの学習支援事業等	▼子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。
71	重点施策 1-(3)-ウ	福祉健康部	いきいき高齢支援課	緊急通報システム事業 老人福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	▼委託事業者にゲートキーパー研修の開催案内等があれば情報提供を行い、参加を促すことで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
72	基本施策 4-(1)-ウ 重点施策 1-(4)-ア	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	生きがい施策 (老人クラブ への活動助成)	老人クラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成	▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。
73	基本施策 4-(1)-ウ 重点施策 1-(4)-ア	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	老人福祉施設運営事業	高齢者が生きがいを見出すきっかけの場づくり	▼各種相談先のリーフレットの提供があった場合には、それを置く等により、問題の啓発や情報提供の拠点として活用できる。
74	基本施策 4-(2)-イ 重点施策 1-(1)-ア 1-(1)-イ 1-(3)-エ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	高齢者への総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように、健康・介護・福祉等の相談を受け、さまざまな面から、総合的な支援を行う。 高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、地域のネットワークの構築に努める。 相談窓口業務	▼総合的に相談を受けることで、支援が必要な高齢者を把握し、早期の相談支援、継続支援を行うことができる。 ▼介護は当人や家族にとって負担とすることがあり、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼高齢者の抱える諸問題についての相談を受け、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。
75	重点施策 1-(2)-イ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	介護職員人材確保推進事業	地域内の介護事業所等の人材確保の支援や勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護サービスの維持及び向上を目指す。	▼要介護の当事者ならびにその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。 ▼外国人技能実習制度を活用及び産業振興課やハローワークと協力しての介護人材確保を目指し、現場を充実させることで介護従事者や当事者ならびに家族の精神的、肉体的負担を軽減する。 ▼介護職員にゲートキーパー研修の受講を促し、従事者にかかる負担も大きいと、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
						供することで、支援者(介護職)への支援の充実に向けた施策にもなり得る。
76	重点施策 1-(5)-ウ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	介護者のつ どい	介護家族(認知症含む)の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。	▼介護家族(認知症含む)が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進する。
77		福祉健康部	いきいき 高齢支援課	養護老人ホームへの入 所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	▼養護老人ホームへの入所手続きの中で、問題状況等の聞き取りができれば、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。
78		福祉健康部	いきいき 高齢支援課	高齢者地域 包括支援連 絡協議会	高齢者地域包括支援連絡協議会(地域ケア会議)の開催。 民生委員等の関係機関で構成する高齢者の権利擁護を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を地域ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。
79	重点施策 1-(1)-ウ 1-(5)-ウ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	・認知症サ ポーター養成講座 ・認知症サ ポーター・ス テップアップ 養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。 認知症サポーターステップアップ養成講座を開催し、講座を修了した認知症サポーター等(ボランティア)が、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う。	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護疲れから心身の不調を生じる危険性もある。 ▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
80	重点施策 1-(2)-ウ 1-(5)-ウ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	認知症介護 教室	認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を実施する。	▼家族同士の交流機会の提供により、家族への支援(新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ)の強化を図ることができる。
81	重点施策 1-(5)-イ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	認知症地域 支援・ケア向上事業	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、認知症に関する相談員(認知症地域支援推進員)が対応するとともに、認知症に関する情報提供や支援を行う。	▼介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、不安等の軽減や支援者への支援の強化を図ることができる。
82	基本施策 4-(1)-オ 重点施策 1-(5)-ウ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	認知症カフェ	認知症の人やその家族、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与し得る。
83	重点施策 1-(5)-ア	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	認知症初期 集中支援チーム	認知症の疑いのある方(認知症と診断された方)やその家族に対して家庭訪問等を行い、困りごと等について早期対応、早期支援を行う。	▼認知症の早期診断・対応に向けた支援を行うことで本人や家族の不安を軽減し生きる支援となり得る。
84		福祉健康部	いきいき 高齢支援課	第1号訪問・通所・生活支援事業	訪問型サービス(従前相当の介護予防訪問介護及び多様なサービス等) 通所型サービス(従前相当の介護予防通所介護及び多様なサービス等)	▼各事業利用者が、何等かの理由で利用中断するなど、閉じこもりがちになったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態になる可能性のある高齢者を早期に把握し、必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。
85		福祉健康部	いきいき 高齢支援課	介護予防サポーター初級養成講座	一般介護予防事業参加者を対象に、介護予防運動のサポーター養成講座を開催することで、地域活動の中で介護予防の普及啓発ができる人材を育成する。	▼サポーターとなる住民にゲートキーパー研修の受講を推奨し、自殺のリスクに対する気づきの力を高めてもらうことにより、地域活動の中で自殺のリスクを抱えていそうな人がいた場合には、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
86	基本施策 4-(1)-エ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	生きがいと 健康づくり関 連事業	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できるスポーツ・文化のイベントを実施する。	▼関係機関からの要望で、イベント内で生きることの包括的支援(自殺対策)のパネル展示やブース出展の機会をもてれば、高齢者及びその周囲の方々への啓発の機会とすることができる。
87		福祉健康部	いきいき 高齢支援課	高齢者外出 支援サービ ス事業	一般の交通機関を利用することが困難な高齢者をリフト付き車両により通院時の送迎を行うことで外出支援を図る。	▼高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知の機会とすることができる。
88		福祉健康部	いきいき 高齢支援課	地域リハビ リテーション 活動支援事 業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。 1 住民の通いの場、高齢者クラブ等を対象に、集団及び個別指導の実施 2 身体能力低下のある高齢者の生活実態把握 3 実務者会議へ参加し、ケアマネジメント支援の実施 4 支援に関わるボランティア等への研修	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。
89	重点施策 1-(4)-イ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	一般介護予 防事業	自治会集会所等の地域で集える場において生きいき健康クラブ等を開催し、運動・レク等の介護予防に資する取り組みを実施する。	▼高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。
90	重点施策 1-(2)-ア 1-(3)-イ	福祉健康部	いきいき 高齢支援課	配食サービ ス事業	独居高齢者世帯及び高齢者のみ世帯を訪問して計画的な配食を提供するとともに、その安否を確認することにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。	▼委託事業者にゲートキーパー研修開催案内等があれば情報提供を行い、参加を促すことで、自殺のリスクの軽減にも資する包括的な支援になる可能性がある。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
91	基本施策 2-(1)-ア 2-(2)-オ 3-(1)-ア 3-(1)-イ 3-(1)-ウ 3-(1)-エ 3-(1)-カ 3-(1)-ク 3-(1)-ケ 4-(3)-ア 4-(3)-イ 5-(1)-イ 5-(1)-ウ 重点施策 1-(2)-ア 1-(2)-イ 1-(2)-ウ 2-(3)-イ	福祉健康部	健康づくり課	自殺対策緊急強化事業	(1)対面型相談支援事業 保健師等による対面による相談体制の充実を図り、様々な悩みの解決の糸口へと繋いでいく。 (2)普及啓発事業 市民一人ひとりに、自殺予防に関する知識を普及啓発していく。 (3)人材育成事業 ゲートキーパーを養成する。 (4)若年層対策 成人式にパンフレットを配布し、若年層への自殺対策を行う。	▼自殺対策において大きな役割を占める。各事業において自殺対策を推進していく。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
92		福祉健康部	健康づくり課	健康・食育うらそえ計画推進事業	1. 計画の推進 (1)健康づくり推進会議の運営 ・総会・研修会・企画運営委員会の開催、実績・次年度計画照会 ・会報（健康ニュース）の発行、ホームページの運営 (2)推進検討委員会等の運営（庁内会議・外部会議） ・健康づくり推進会議の開催 ・健康増進計画推進検討委員会の開催 2. 計画の周知・広報 (1)健康づくり月間（11月）での周知・広報 ・健康づくり月間に合わせ、関係機関と連携し、計画に基づく取組の周知・広報を行う。 (2)テレビよる広報【広報課】 ・「体にやさしいメニュー」「たばこの煙のないお店」のPR 3. 第二次健康増進計画「すこやかプラン」中間評価 (1)庁内関係課職員で構成するワーキンググループを設置し、現状・課題を把握し、今後の取組・推進の在り方について検討する。	▼計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
93	基本施策 2-(2)-イ	福祉健康部	健康づくり課	新任保健師 育成支援事業	保健師OB等が育成トレーナーとなり、実際の保健指導の現場において、必要な助言の提供等を通じて新任保健師を育成する。育成トレーナーは、新任保健師が地域保健従事者として必要な基本的能力、行政能力、専門能力を習得できるよう指導的責任を持つ。○実施内容 保健師業務の概要やオリエンテーション健康診査(乳幼児・1歳6ヶ月・3歳児等)、健康相談(成人・妊産婦・育児等)、健康教育(母子・成人・老人等)、高齢者クラブ、地区組織活動(イベント・地域の健康づくりを語る会等)、健康教育や訪問指導等の指導案に関する指導、指導案の点検、デモンストレーション、実施の確認、評価、見直し	▼保健師業務に関する指導やオリエンテーションの中に、自殺対策に関する研修を受講させることにより、新任時より自殺対策の視点をもって、地域住民の支援に当たることができるようになる。
94	重点施策 4-(1)-ウ	福祉健康部	健康づくり課	こころの健康相談	精神障がい者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実	▼精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。
95	基本施策 3-(1)-シ	福祉健康部	健康づくり課	地域精神保健福祉講演会(こころの健康講演会)	市民に対するこころの健康に関する知識の普及啓発を通して市民のこころの健康づくりの実践や、精神障害及び精神障がい者への一層の理解及び誤解や偏見の解消による精神保健の向上と自殺対策の推進を図る	▼精神障がいを抱える方の中には自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼講演会の中で自殺行動につき取り上げることができれば、自殺問題についての啓発の機会となり得る。
96		福祉健康部	健康づくり課	生活習慣病予防	健康普及イベント・保健指導・健診結果相談会の実施	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
97		福祉健康部	健康づくり課	重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
98		福祉健康部	健康づくり課	40歳未満の住民を対象とした健康診査(国民健康保険加入者分)	40歳未満の被保険者で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施する。	▼30代への健康診査及び保健指導の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る。
99		福祉健康部	健康づくり課	食生活改善推進員事業	食生活改善推進員の養成(20時間以上の講習が必要)を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
100	重点施策3-(1)-エ	福祉健康部	健康づくり課	働く世代の健康づくり事業	【地域・職域連携推進専門部会の開催】 【目標】 中小零細企業の労働者の健康管理を推進するために、まず各企業での健診実施率向上に向けた取組を進める。 《具体的な取組》 健康づくりパートナーの登録 事業主便利帳(仮称)の作成 中小零細企業への効果的な周知・広報	▼働く世代の健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めていくことで、労働者向けの生きることの包括的支援(自殺対策)の拡充を図ることができる。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
					中小企業勤労者福祉サービスセンターとの連携	
101		福祉健康部	国民健康保険課	葬祭費	被保険者の死亡に対し、一時金を支給する。	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。 ▼亡くなった方の中には自殺による死亡のケースがあることも想定されるため、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレット(自死遺族の相談・支援先も掲載)を配布することにより、一時金の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用することもできる。
102		福祉健康部	国民健康保険課	保険税の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	▼保険税の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。
103		こども未来部	こども政策課	大学生ボランティアによる中高生向け学習支援	大学生ボランティアが中高生を対象に、各館で週1回、学習支援を行う。	▼年齢が近い大学生と接触する中で、中高生が自身や家庭の問題・悩み等を相談する可能性がある。 ▼相談対応を通じて、中高生の家庭状況を把握するとともに、必要時には地域の支援先へつなぐ等の対応をとり得る。 ▼大学生のボランティアに、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらえるようになる可能性がある。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
104		子ども 未来部	こども政 策課	子育て支援 ネットワーク 推進事業	子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。	▼子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化にもつながり得る。
105		子ども 未来部	こども政 策課	学童保育事 業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する	▼学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
106	基本施策 4-(1)-力	こども 未来部	保育課	子育て親子 向け施策	子育て親子に交流の場を提供するとともに、交流の促進・子育てに関する相談・子育てに関する情報提供・子育てに関する講習会等を実施する。	▼子育て親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与し得る。 ▼参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談に繋がれる可能性がある。
107	基本施策 4-(1)-力	子ども 未来部	保育課	子育てひろ ば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。
108		子ども 未来部	保育課	保育の実施 (公立保育 園・私立保 育園など)	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
109		子ども 未来部	保育課	保育料等納 入相談事業	(1)保育所等による保育料納入相談 滞納者の保育料の納入について、納付が困 難な場合に分割納付等の相談を行うなどで対 応していく。 (2)納入しやすい環境整備 保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入し やすい環境を整える。	▼保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な 問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、必要な支援 につながっていない方もいると思われる。
110		子ども 未来部	保育課	ファミリーサ ポート事業	就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者 に代わり、児童の健全育成を図る。	▼子どもの預かりと養育の機会は、保護者や家庭の状況を 知る機会となる。 ▼保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支 援先につなぐなど、支援への接点になり得る。
111		子ども 未来部	保育課	保育コーデ ィネーター配 置事業	保育コーディネーターを配置し、保育を必要と している世帯の相談に応じ、それぞれのニー ズに合ったサービスの情報を提供することで 保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童 の減少を図る。	▼コーディネーターにゲートキーパー研修を実施すること で、保護者から相談があった場合には適切な機関につなぐ 等、コーディネーターが気づき役やつなぎ役としての役割を 担えるようになる可能性がある。
112		子ども 未来部	保育課	ファミリー・ サポート・セ ンターの運 営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受け たい人の会員組織化 子育てサポートひろば事業(施設での子ども一 時預かり)	▼会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子 育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が 深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づ き役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。
113		こども 未来部	こども政 策課	ひとり親家 庭の子ども に向けた居 場所活動	ひとり親家庭の児童生徒に対し、様々な居場 所の提供を通じて、子どもの精神的安定や未 来に対するイメージ力の育成、保護者への精 神的支援等を行う。	▼居場所の提供は、工夫次第で児童生徒の生きることの足 場を支えるもの(生きることの促進要因への支援)にもなり 得る。 ▼児童生徒との接触を通じて、当人や保護者の抱える問題 や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウト リーチを行い、支援先へとつなぐ等、支援の糸口にもなり得 る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
114	基本施策 4-(2)-オ	子ども 未来部	こども家 庭課	児童虐待防 止対策の充 実	児童虐待防止対策の充実(児童虐待 SOS、 養育支援訪問事業)	▼保護者支援を含め家庭環境を改善することにより、児童虐待の予防を図る。家庭環境の改善は世帯の自殺リスクの軽減にもつながり得るため、児童虐待の早期発見・対応に努める必要がある。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。
115		子ども 未来部	こども家 庭課	子育て短期 支援事業 (ショートス テイ)	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。
116	重点施策 2-(2)-イ	子ども 未来部	こども家 庭課	児童扶養手 当事業	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者)を監護する母、生計を同じくする父又は養育者に手当を支給する。	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があることを認識し、対応することが重要である。 ▼児童扶養手当の新規申請及び現況届時等に、生活状況を聴取するにあたり、自殺のリスクを生じさせるような悩みやストレスの有無に注意を払うことで、自殺の予防・防止につなげていく。
117		子ども 未来部	こども家 庭課	母子及び父 子家庭等医 療費助成費	母子家庭及び父子家庭等(以下「母子家庭等」という。)に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、母子家庭等の福祉の増進を図る。	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
118		子ども 未来部	こども家 庭課	母子家庭等 自立支援給 付金事業	(1)自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、教育訓練給付金の対象講座を受講した者に対して、訓練終了後に給付金を支給する。 (2)高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について給付金を支給することで生活を援助し、資格取得を支援する。	▼それぞれの給付金申請時に、経済的な困り感や子育ての苦労を聴くことで、現時点での申請者の疲弊感の程度を情報収集できるため、自殺のリスクを把握して、支援へとつなげる接点になり得る。
119	重点施策 2-(2)-イ	子ども 未来部	こども家 庭課	母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。	▼貸付の前後で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。
120		子ども 未来部	こども家 庭課	母子生活支 援施設運営 事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、保護するとともに、自立の促進のためにその生活支援を行う。	▼施設入所を通じて、入所者世帯の心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
121		子ども 未来部	こども家 庭課	母子・父子 自立支援員 設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	▼申請時に経済的な困り感や子育ての苦労を聞くことで、現時点での申請者の疲弊感の程度を情報収集し、自殺リスクの高いひとり親家庭を、他の機関へ繋げる接点になりうる。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
122		子ども 未来部	こども家 庭課	ひとり親家 庭等日常生 活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由 や疾病などの事由により一時的に生活援助、 保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員 を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活支援 を行う。	▼申請時に経済的な困り感や子育ての苦勞を聞くことで、 現時点での申請者の疲弊感の程度を情報収集し、自殺対 策の視点も加えて、支援を必要とするひとり親の早期発見 と必要な支援先のつなぎの接点になりうる。 ▼家庭生活支援員から必要と思われる対象者に、相談先 一覧のリーフレット等の資料を配布してもらうことで、生きる ことの包括的支援に関わる情報を直接届けていくことがで きる。
123	基本施策 4-(1)-ア	子ども 未来部	こども家 庭課	ひとり親家 庭への学習 支援事業	生活母子支援施設の児童のために、学生ボラ ンティア等を活用し、学習支援や良き話し相手 となり、子どもの居場所作りに努める。	▼児童への学習支援は、当人のみならず保護者の抱える 問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。
124	基本施策 4-(2)-カ	子ども 未来部	こども家 庭課	女性相談事 業	家庭や生活上の問題解決のための各種相談 の実施(総合相談、女性に対する暴力相談、 女性のための法律相談)	▼女性の様々な問題の相談に応じており、何かしらの困難 に直接した際の相談窓口の一つとなっている。 ▼関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、女 性への生きることの包括的支援の窓口となり得る。
125		子ども 未来部	こども家 庭課	家庭相談員 設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児 童の福祉の向上を図るための相談、指導を行 う家庭相談員を配置する。	▼相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自 殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応 を強化できる可能性がある。
126	基本施策 4-(2)-キ	子ども 未来部	こども家 庭課	母子保健 (母子健康手 帳交付等)	母子健康手帳交付 妊婦健康診査	▼保健師等を対象にした、自殺のリスクや支援のポイント等 に関する研修に参加する等、本人や家族との接触時に状態 を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策 を踏まえた対応の強化を図ることができる。
127	基本施策 4-(2)-ク	子ども 未来部	こども家 庭課	母子保健 (乳児家庭 全戸訪問事 業)	乳児家庭全戸訪問事業(乳児のいる家庭を訪 問し相談・情報提供を実施)	▼当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から 働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながつ ていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなどア ウトリーチの機会、支援への接点となり得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
128	基本施策 4-(2)-ク	子ども 未来部	こども家 庭課	母子保健 (新生児訪 問指導)	新生児訪問指導 乳幼児健康診査	▼保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
129	基本施策 4-(2)-ケ	子ども 未来部	こども家 庭課	母子保健 (母子保健 相談)	来所や電話等による随時相談(産後うつや育 児ストレスに対する専門家による必要な助言・ 指導)	▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。
130	基本施策 4-(2)-ケ	子ども 未来部	こども家 庭課	母子保健 (わんぱく相 談)	こども発達相談(心理)	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ること で、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生 きることの包括的支援にもなり得る)
131	基本施策 4-(2)-ケ	子ども 未来部	こども家 庭課	母子保健 (妊婦全数 面接)	未熟児教室 マタニティスクール(母親学級) 妊婦全数面接(妊娠届時に保健師等の面接 (相談やサービス紹介等)を実施し、その後の 妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実 への端緒とする。)	▼マタニティスクール、未熟児教室の運営、保健師による妊婦全員に対しての面接実施など、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。
132	基本施策 4-(2)-ケ	子ども 未来部	こども家 庭課	母子保健 (産後ケア事 業)	産後ケア事業	▼産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
133		子ども 未来部	こども家 庭課	ベビースク ール(離乳 食教室)の 実施	離乳食の調理のデモンストレーションや試食を含めた、離乳食に関する教室を開催する。	▼離乳食に関する教室を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。 ▼妊産婦への支援の充実は、新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとして明記されている。
134		子ども 未来部	こども政 策課	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。
135		子ども 未来部	こども家 庭課	2歳児歯科健診	幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う。	▼子どもに対する歯科健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親を含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。
136		子ども 未来部	こども家 庭課	思春期教育	児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師等を講師として学校に派遣し、性に関する指導の充実を図る。	▼望まない妊娠や性被害等は、児童生徒の自殺リスクにつながりかねない重大な問題である。 ▼性に関する指導の際に、相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配布することで、児童生徒に相談先情報の周知を図れる。
137		都市建 設部	建築営 繕課	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。
138		都市建 設部	建築営 繕課	公営住宅家賃滞納整理対策	公営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料収納率の向上を図る。	▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられないか検討する。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
139	重点施策 2-(1)-ウ	都市建設部	建築営繕課	公営住宅建設事業	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に公営住宅の建設を検討する。	▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める。
140		都市建設部	美らまち推進課	公園の管理及び設置に関する事務	公園の管理に関する事務 公園施設の維持補修に関する事務 公園等の整備に関する事務	▼地域内の公園施設が自殺発生の多発地となっている場合は、公園を対策の拠点とし巡回等を行うなどの対応を取るなどハイリスク地対策を進めることができる。 ▼実態分析の情報を共有するとともに、具体的な連携方法（巡回等）の検討が必要となる。
141		消防本部	消防総務課	事後検証会	搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックを行うことにより、救命率ならびに技術力の向上を目指す。	▼搬送症例の中に自殺未遂のケースも含めることにより、何らかの支援につなげるための情報提供につながり得る。
142	基本施策 3-(1)-オ	消防本部	消防総務課	救急法講習	自殺予防パンフレットを救急法等の出向時に配布することで、一人でも多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努める。	▼啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ることができる。
143		水道部	営業課	水道料金収納業務	料金滞納者に対する料金収納業務	▼水道使用料を滞納している人、あるいは問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、当事者からの状況聞き取りを行い、必要に応じて他機関へつなぐ等、支援への接点となり得る可能性がある。
144	基本施策 4-(1)-ア 重点施策 1-(4)-ウ	教育部	教育総務課	社会教育推進事業	自主学習の機会・場の提供 社会教育関係団体の育成や支援	▼相談先の情報等を提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。
145	基本施策 4-(1)-ア	教育部	教育総務課	放課後子ども教室事業	放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、子供達と共に学習やスポーツ・文化活動及び地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子供達が安全・安心な地	▼子どもがクラス、学齢等を超えての交流や地域住民の人材をボランティアとして活用することは、地域住民と学校、子どもたちが相互に連携・協力・支援を実施する上での貴重な機会となる。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
					域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	
146		教育部	文化スポーツ振興課	文化スポーツ振興活動への支援事業	文化事業イベント、スポーツ事業イベント等、年齢を問わず誰でも参加できる参加型イベントの開催。	▼自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)に、住民への「いのち支える自殺対策」の啓発に協力してもらえれば、より幅広い層の住民に情報やメッセージを届けることができる。
147		教育部	文化スポーツ振興課	体育施設運営事業	スポーツを通じた市民の健康増進、レクリエーションなど誰でも気軽に利用できるコミュニティ施設を目指す。健康へのニーズに併せたイベント等を開催し市民の意識高揚と健康増進を図る。	▼自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)に、「いのち支える自殺対策」の啓発に協力してもらえれば、関連施設と連携し、より幅広い層の住民に情報やメッセージを届けることができる。
148	基本施策 3-(1)-カ 4-(1)-ア 重点施策 1-(4)-イ 1-(4)-ウ	教育部	中央公民館	中央公民館事業費	中央公民館において各種講座を開催する。イベントの開催や、中央公民館だよりの発行等を通じて、学習機会の提供や支援を行い、まちづくりに主体的に参加する人材を育成する。	▼中央公民館の講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。
149	基本施策 4-(1)-イ	教育部	浦添市立図書館	図書館の管理	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 映画会・お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供	▼担当課への協力として依頼があれば、図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携して資料の紹介・住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼担当課への協力として依頼があれば、図書館で自殺対策(生きることの包括的な支援)関連の展示やリーフレットの配布を行うことも可能である。 ▼担当課への協力として学校関係者と協議し、学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」として活動の場所となり得る可能性はある。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
150	基本施策 2-(2)-エ	指導部	学校教育課	教職員人事・研修	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組を行う。	▼教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取る等について理解を深めることで、教職員への支援(※支援者への支援)の意識醸成につながり得る。 ▼研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。
151		指導部	学校教育課	学校職員安全衛生管理	労働安全衛生法に基づき、職員 50 人以上の職場では衛生委員会を設置するとともに、衛生管理者を選任し、職員の健康管理を行う。また、50 人未満の学校については、衛生推進者を選任し、職員の健康管理を行う。	▼学校職員(支援者)の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。
152		指導部	学校教育課	教職員の業務改善に関する事務	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。
153		指導部	学校教育課	保幼小中連携	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	▼保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。
154		指導部	学校教育課	学校図書館(図書館教育)に関する事務	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。	▼学校の図書館スペースを利用し、9 月の自殺予防週間や 3 月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。
155		指導部	学校教育課	中学校部活動推進に関する事務	中学校の部活動について、学校・保護者と地域の人々が継続的に連携できる体制を構築することで、各中学校の部活動の改善と充実を図り、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるようにする。	▼部活動の監督指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面がある。 ▼地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援(支援者への支援)を強化し得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
156	基本施策 4-(2)-コ	指導部	学校教育課	就学に関する事務	特別に支援を要する幼児・児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	▼特別な支援を要する幼児・児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ▼各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼幼児・児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。
157	重点施策 4-(4)-ア	指導部	学校教育課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。
158		指導部	学校教育課	震災児童生徒就学援助事業	震災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費を援助する。	▼援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの支援への接点になり得る。
159		指導部	学校教育課	教職員ストレスチェックに関する事務	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。
160		指導部	学校教育課	キャリア教育	中学校で行われている職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てることを目的とする。	▼実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、就業し万が一問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、生徒早い段階から学ぶができ、SOS の出し方教育の一環ともなり得る。
161	基本施策 5-(1)-ア	指導部	学校教育課	授業改善の推進	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	▼題材の選定が可能ならば、SOS の出し方教育などをこの枠で行うことで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
	重点施策 4-(3)-ア					
162	基本施策 4-(2)-ウ	指導部	学校教育課	いじめ防止対策に関する事務	フォーラムの開催や、市及び各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ▼フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。
163	重点施策 4-(4)-イ	指導部	学校教育課	人権教育・道徳教育の推進	人権教育や道徳教育の要となる道徳科の授業を中心に、他者の気持ちや考えを自分事として捉え行動しようとする心を育むことを目的とする。	▼人権教育や道徳教育の要となる道徳科の授業を中心に、他者の気持ちや考えを自分事として捉え行動しようとする心を育むことができる。
164		指導部	学校教育課	学力向上対策事業	学校やそれを取り巻く関係機関・団体が、取組を発表したり情報交換したりするオープンセッションを開催することで、地域の子どもの地域で育てるということについての理解の深化と、学校や関係団体等の連携を図る。	▼地域に自殺対策関連の活動を行う機関や団体がある場合には、セッションの機会を活用し、学校と自殺対策関連の団体との連携促進を図ることができる。
165	基本施策 4-(2)-ウ	指導部	こども青少年課	青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会の開催	▼協議会において、青少年層の抱える問題及び就学児童・生徒のいじめに関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。
166	基本施策 4-(2)-ウ	こども育成事業	こども青少年課	こども育成事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業。 (1)街頭指導 (2)青少年健全育成のための広報啓発活動 ・浦添市青少年健全育成市民会議だより	▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
167	基本施策 4-(2)-ウ 重点施策 4-(2)-ア	指導部	こども青少年課	教育相談室 くくむい運営	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	▼学校以外で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることもできる。
168	重点施策 4-(1)-イ 4-(2)-ア 4-(4)-ウ	指導部	こども青少年課	不登校児童生徒支援事業	(1)不登校児童生徒(市内在学または市内在住の児童生徒)を対象にした適応指導教室を設置 (2)不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 (3)不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	▼適応指導教室の指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある。 ▼ゲートキーパー研修受講により、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
169	基本施策 4-(2)-ウ 重点施策 4-(1)-ア 4-(2)-ア	指導部	こども青少年課	学校配置支援員との連携	不登校対策として、生徒サポーターの配置や教育相談支援員との連携強化を図る。	▼不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。
170	重点施策 4-(1)-ア	指導部	こども青少年課	自立支援室 ひなた運営	あそび・非行傾向にある児童生徒の受け入れを行い、居場所づくりや学校生活・社会生活適応の向上を促すため体験活動等の支援を行う。	▼学校以外で専門の相談員に相談で来る機会を提供することで、情報の収集及び早期の問題発見・対応に寄与し得る。
171		指導部	教育研究所	クラスづくりのための総合質問紙調査	生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	▼客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。

第7章 生きる支援関連施策

No.	施策番号	担当部署		事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案
172		指導部	教育研究所	広報活動事業(ホームページによる情報発信含む)	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供する。	▼SOS の出し方教育について取り上げることにより、住民に対して取組情報を周知することができる。